

平成29年3月7日

北陸信越運輸局

## 軽井沢町にて発生したスキーバス事故後の対応について（第3報）

北陸信越運輸局では、昨年7月以降、貸切バスの事故防止対策として、夏休み前及び冬休み前の多客期、並びに軽井沢スキーバス事故後1年となる本年1月に街頭監査を実施しました。

また、昨年6月にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」については、85項目中71項目が実施又は制度改正済みとなっています。今後とも、この対策を確実に実施してまいります。

### 1. 貸切バスに対する街頭監査 [別紙1]

管内各地（新潟・長野・富山・石川）の貸切バス乗り場等において、出発前の貸切バスに立ち入り、①交替運転者の配置状況、②運行指示書の有無、③運転者の酒気帯びの有無等について確認する街頭監査を実施しました。

具体的には、昨年7月から本年1月末までに4カ所で41両に対して監査を実施し、運行指示書の記載不備の法令違反が1両（1件）確認され、その場で改善を指導するとともに、後日、指摘事項について改善されたことを確認しました。

（参考）事故発生から昨年6月までは、9カ所で61両に対して監査を実施し、運行指示書の記載不備、車体表示「貸切」なし、車内掲示事項の不備等の法令違反が11両（14件）確認されました。

このように法令違反の件数は減少しており、安全対策が着実に浸透してきているものと考えられます。

北陸信越運輸局では、引き続き、効果的な街頭監査を実施してまいります。

### 2. 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の進捗状況 [別紙2]

国土交通省では、昨年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりました。

その後、昨年12月20日に、この対策の進捗状況を公表するとともに、本年2月13日に、「第11回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会（第1回フォローアップ会議）」を開催して、この対策についてフォローアップを行いました。

この対策の進捗状況としては、85項目中71項目が実施又は制度改正済みとなっています。

主なものは、以下のとおりです。

- ・貸切バス事業者、運行管理者の遵守事項の強化（平成28年12月から実施）
- ・法令違反を早期是正、不適格者の排除等を実施するための監査の見直し・行政処分量定の厳罰化（平成28年12月から実施）
- ・事業許可に係る更新制の導入（注）、事業者等の欠格期間の拡充等の措置を講じるための道路運送法の改正（平成28年12月20日施行。ただし、事業許可の更新制は本年4月1日施行）

（注）事業許可の更新制では、安全投資計画や事業収支見積書により、貸切バス事業者が安全に事業を遂行する能力を有するかどうかを5年ごとにチェックします。

北陸信越運輸局としては、引き続き、この対策を確実に実施してまいります。

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の進捗状況についての資料は、以下のURLから入手できます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000283.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000283.html)

第11回軽井沢スキーバス事故後対策検討委員会（第1回フォローアップ会議）についての資料は、以下のURLから入手できます。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk1\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000016.html)

#### ※軽井沢町スキーバス事故の概要

平成28年1月15日に長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスにおいて、貸切バスが道路右側に転落。15名が死亡、26名が負傷した。

#### 【お問い合わせ先】

北陸信越運輸局 自動車交通部  
旅客課長 高山 和良  
ちようなばやし  
首席自動車監査官 蝶名 林 幸雄  
電話 025-285-9154

## 【街頭監査】

北陸信越運輸局では、管内の貸切バス乗り場等において、監査官が抜き打ちで出発前のバスに立ち入り、①交替運転者の配置状況、②運行指示書の有無、③運転者の酒気帯びの有無等について確認を行った。主な法令違反としては、運行指示書の記載不備、車体表示「貸切」なし、車内掲示事項の不備、アルコール検知器携行なし等の違反が確認された。違反があったバス事業者には「指摘事項通知書」を交付し、速やかに改善するよう指導し、後日、すべての指摘事項について改善されたことを確認している。

監査実施県	監査実施日	実施場所	監査車両数	指摘車両数	指摘事項等(件数)	備考
石川	平成28年1月21日	JR金沢駅西口	3	0		
長野	平成28年1月22日	野沢温泉スキー場	0	0		
富山	平成28年1月26日	富山空港	7	5	・運行指示書の記載不備(4) ・車内掲示「運転者氏名」不備(2) 注：一両において複数の指摘事項が確認された車両があった。	改善確認済み
長野	平成28年2月2日	エムウエーブ	13	3	・車体表示「貸切」なし(3)	改善確認済み
新潟	平成28年2月5日	苗場スキー場	1	0		
長野	平成28年4月20日	上田城跡南駐車場	17	0		
新潟	平成28年4月25日	新潟ふるさと村駐車場	8	0		
富山	平成28年4月26日	富山空港駐車場	3	2	・運行指示書の記載不備(2) ・アルコール検知器携行なし(1)	改善確認済み
石川	平成28年4月27日	JR金沢駅西口	9	1	・運行指示書の記載不備(1) ・車内掲示「事業者の名称」、「運転者氏名」及び「自動車登録番号」不備(1)	改善確認済み
長野	平成28年7月25日	上高地バスターミナル	25	1	運行指示書の記載不備(1)	改善確認済み
石川	平成28年12月16日	石川県兼六園駐車場	8	0		
長野	平成29年1月13日	軽井沢プリンスホテル駐車場 軽井沢アウトレット大型バス駐車場	2	0		
長野	平成29年1月31日	駒ヶ根高原スキー場内駐車場	6	0		
合計		13カ所	102両	12両	15件	

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策 進捗概要(平成28年12月20日)

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について同年6月に総合的な対策をとりまとめたところ。

総合的な対策

主な実施項目

全体 : **71** / 85 項目 実施済み

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

**22** / 27 項目  
実施済み

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

**20** / 21 項目  
実施済み

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ
- ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

**5** / 10 項目  
実施済み

- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

**18** / 20 項目  
実施済み

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

**13** / 15 項目  
実施済み

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

未実施のランドオペレーターへの規制、事業参入・許可更新時の「安全投資計画」作成義務付け等についても逐次実施に移していく。